

Śūlagava (2)

—グリヒヤ祭式研究 VII—

高 橋 明

グリヒヤ季節・招福儀礼のひとつ Śūlagava (ś.) はルドラの宥和という全体的意図のレベルでは統一性を保ちながら、より具体的な目的、行祭の機会については大別三種に分れ、儀軌面でも大きな差違をしめす二型に分れる。この多様性の各々の関係を位置づけ全体像をしめす作業は、諸先学の論及にもかかわらず、徹底した儀軌研究を欠くため未しとせねばならない¹⁾。本論は前回本誌 (XXXV-2) 発表の Ś. (1) につづき、家庭祭式化された獣供 paśubandha (p.) の梓組で牛を犠牲にする一群の儀軌 (A型) を項目化してしめし、前回提出した家庭穀物調理供の梓組で乳粥を捧げた後個有のバリ供を行う型 (B型) と対比し、二型の関係を考察することを目的としている。以下 A 型の項目をしめしつつ論じていきたい²⁾。

1. 名称 Śūlagava 諸注によれば<ルドラのために牝牛を供する祭> (śūla = śūlin = rudra いささか無理だが多数派) とする説と<焼串で牝牛を調理し犠牲とする祭> (具体的儀軌でこれをしめすのは B. のみ ⇨ 5.h) とする二説がある。いずれにせよ、祭の意図・様式などの特徴による命名と考えられる。⇨ B 型 1—Āś. IV. 8. 1; ŚŚ. IV. 17. 2; P. III. 8. 1; M. II. 5. 1; K. 52. 1; B. II. 7. 1.

2. 日時・機会・動機 基本的には毎年特定の季節に行う (nitya) 牧牛に関する招福儀礼である。秋—Āś. IV. 8. 2; M. II. 5. 1; K. 52. 3 (ak.)—Mārgaśīrṣa (秋の始めの月) の満月の日—B. II. 7. 1—あるいは春に—Aś. IV. 8. 2 (ak.); K. 52. 3 (ak.)—Ārdrā 星宿の下に—Āś. IV. 8. 2; B. II. 7. 2—願望祭として規定している ŚŚ. は<白月の吉辰の下に> (IV. 17. 3) とする。時間は<夜半過ぎに>—Āś. IV. 8. 13; M. II. 5. 2—<あるいは払暁>—Āś. IV. 8. 14 (ak.) とされる。一方副次的規定 anukalpa (ak.) としては<家畜の病疫の際に>と時機祭 n(aimittika) への転用を認めるものもある。—Āś. IV. 8. 40 (ak.); B. II. 7. 3 (ak.) また P., K. 二派は願望祭 k(āmya) を第一義とし、一般的功德を列挙する。—Āś. IV. 8. 35 (ak.); P. III. 8. 2; K. 52. 4—ŚŚ. はこれを欠き svastyayanārtham とのみ記す。(IV. 17. 1) これは通常時機祭に用いられる表現だが具体的な機会に対する規定も欠いている。この章が置かれている位置を根拠として注釈は

k. としているが、判然としないとするのが妥当であろう。——B型を含めて三種の規定の整理は Ś. (1) 冒頭を参照。グリヒヤ祭式の儀軌規定の成立史としては nitya の諸派が基本型であり、k., n. の型はその転用と考えられる。ただし ak. では交いに別型を認めあっている場合は、背景により多様な習俗の存在を想定して理解されるべきであろう。(拙論, Vṛṣotsarga, 印仏研 XXXI-1, 注6参照。)

3. 祭場 村外の放牧場等で行うのが基本である。B型とも一致し、牧牛に関する儀礼であることと、ルドラに対する強い禁忌 (cf. 10) もしめしている。——村外の供儀にふさわしい場所で——Āś. IV. 8. 11-12——村の東あるいは北方——ŚŚ. IV. 17. 3; M. II. 5. 2——北方——K. 52. 5——森で——P. III. 8. 3; B. II. 7. 4——放牧場で——Āś. IV. 8. 40 (ak.); M. II. 5. 2; K. 52. 5——祭陣の設営についてはB型とは当然異り、簡略化されてはいるが p. に準じ、祭陣は木の枝で覆われる。cf. Schwab, 29——K. 52. 5——犠牲柱については 5. c を参照。

4. 犠牲獣 牡牛——Āś. IV. 8. 10; P. III. 8. 4——または牝牛——ŚŚ. IV. 17. 1; P. III. 8. 5 (ak.); B. II. 7. 4——ak. としては〈羊あるいは山羊〉も可とされる。——B. II. 7. 26——また Āś. はこの祭で用いる牛は、i) 誕生時から選定しておき (IV. 8. 3-6), ii) その際ルドラのためにと聖水により聖別し (IV. 8. 7-9), iii) 歯が生えそろうまで、あるいは性徴をしめすまで育て (IV. 8. 10), 犠牲とするとし、祭が終わったらただちに次の仔牛を用意するよう規定している。⇒12

5. 獣供 祭の中心となる獣供は天啓祭 p. に準じつつ簡略化された〈家庭祭獣供〉の枠組で行われる。準備から焼供に至るまでの諸段階で特に規定の見られる項目は次のとおりである。

a. 前日からの断食——ŚŚ. IV. 17. 3

b. Śamitr (屠殺・解体を行う祭官) を用いること——Āś. IV. 8. 15.

c. 犠牲柱 素材に用いる樹木の種類、帯を巻きつけることは p. と同様。ただし枝を落とす等の調整は行わず、葉のついたままの sapalāśa 犠牲柱を用いる。cf. & comp. Schwab, 40-44. 〈木の葉〉は 6. a, 7, B型 9, 10, 14b の手法に通ずる観念と思われる。——Āś. IV. 8. 15; ŚŚ. IV. 17. 5; M. II. 5. 2; K. 52. 5.

d. 犠牲獣の聖別 p. の paśubandha, paśuprokṣa に相当。cf. Schwab, 48. 獣の右角と犠牲柱を帯で結び聖水で聖別する。——Āś. IV. 8. 15-16; ŚŚ. IV. 1. 7. 6-9; K. 52. 6; B. II. 7. 4——〈ルドラのために〉と——P; III. 8. 3.

e. 屠殺 cf. Schwab, 67-71 ŚŚ. IV. 17. 10-11; B. II. 7. 8——samjñāptahoma (Schwab, 71) に触れるものもある。——ŚŚ. IV. 17. 12.

f. **āpyāyana** 殺された獣の諸部に撒水する。p. ではマントラ (m) を用いるがこの場合は無しで行う。cf. Schwab, 75. — B. II, 7. 9-10.

g. **大網膜を取りだす** cf. Schwab, 76-80. 6. a も参照のこと。 — Āś. IV. 8. 18; ŚŚ. IV. 17. 13; P. III. 8. 6; B. II. 7. 11

h. **解体・調理** viśasana (Schwab, 89-90), śrapana (Schwab, 91) に相当 — ŚŚ. IV. 18. 8-10; P. III. 8. 6; B. II. 17. 12-15 — Bは全ての供物片 (諸部位の肉) を焼串 śūla で焼き, その後通常の方法で煮るよう規定している。

i. **主神勧請** devatāvāhana (Schwab, 51) に相当。Śarva (ルドラの異名) に呼びかける新作の m が規定されている。 — B. II. 7. 19.

j. **獣供の枠組による** — Āś. IV. 8. 16-17; ŚŚ. IV. 20. 4.

6. **焼供** 獣供のつづきだが, その中心部たる焼供は供物別に整理しておく。

a. **大網膜** vapāhoma (Schwab, 83b) に相当。最初に取りだした大網膜を焼串で焼き, それを序供として焼供する。 — Āś. IV. 8. 18 (木の葉あるいは木の器で); ŚŚ. IV. 18. 5 (パラージャの葉で); P. III. 8. 6; B. II. 7. 17.

b. **肉入り乳粥** 諸部位の肉片を煮たものと乳粥を混ぜたものを主供としてルドラに捧げる。cf. Schwab, 100-102 — Āś. IV. 8. 19-21; ŚŚ. IV. 18. 10:19. 1-6 (主神に並列してその妻神にも); P. III. 8. 6; B. II. 7. 18-20 (主神に並列して妻神, 子神にも) — m. はルドラの異名を列挙しつつ svāhā を誦えるものが, 異名に多少の差はありながら共通に用いられ, これは供物は異質ながらB型の主供 (B, 型 7. a, b, c) とも共通する。特にBと Āp のそれが完全に一致する点は注目される³⁾。BがA型としてはただ一派, 妻神・子神にも並列して準主供を捧げていることも合わせ, この同じ Taittirīya 派に属する二派の儀軌に影響関係は否定しえない。

c. **patniśamyāja** sviṣṭakṛt 供が終った後供される主神格の妻神への追加供である点 b の妻神供とは異なる。cf. Schwab, 109. — P. III. 8. 10.

d. **sviṣṭakṛt** 供 cf. Schwab, 102. — ŚŚ. IV. 20. 6; P. III. 8. 8; M. II. 5. 3; K. 52. 7; B. II. 7. 22.

e. **その他** — ŚŚ. IV. 18. 1-4, 7:20. 6 (浄化バターによる二種の序供。ひとつは大網膜供に伴って用いられている); P. III. 8. 7 (浄化バターによる vanaspati 供); K. 52. 7 (puroḍāśa 供, cf. Schwab, 87, 88, 93); B. II. 7. 21 (浄化バターによる追加供)

7. 焼供以外の供物

a. **供物の残り** — Āś. IV. 8. 22 (クシャ草を編んだ皿にバリ供); B. II. 7. 23 (arka 樹の葉にバリ供)

b. 血——Āś. IV. 8. 27-28 (クシャ草の座に) ; ŚŚ. IV. 19. 7-8 (木の葉に, 胃腸の内容物と共に); P. III. 8. 11 (木の葉あるいは草束に); M. II. 5. 3 (木の葉の盃で); K. 52. 7 (ダルバ草の上に)

a. bともに p. の枠組外の個有の供物である。**b**は p. における ūvadygoha(犠牲獣の血と胃腸の内容物を地面を掘った穴に羅刹の取り分として捨てる儀礼, Schwab, 92) と類似していても, m. から知られるとうり主神格ルドラあるいはその眷族への供物であり, それとは別のものである。この場合血は供物の残りとも考えられ, 両者の m 類同性から見て, 両者は意図を同じくする個有のバリ供(諸注は **b** を血のバリ lohitali と呼んでいる)と見るべきであろう。また **a** は手法的に B 型 9 に影響を与えており, その際 m. は **b** で用いられるもの(特に Āś. と ŚŚ. の)が取り入れられている。文献間の直接の影響関係は断定しにくい, この〈個有のバリ供〉においても A 型が B 型に素材を提供していることは明らかである。

8. ルドラ礼拝 個有のバリ供の前後に Rudrā (各派に伝わる特定のルドラ讃歌)により礼拝する。——Āś. IV. 8. 23-24; ŚŚ. IV. 19. 9:20. 1-2; P. III. 11. 3; K. 52. 7.

9. 牝牛に対する儀礼 B 型 12, 13 と共通。付随的ながら具体的意図に関する項目での一致は両型の関係の深さをしめす。——Āś. IV. 8. 42-43 (ak., 供物の煙を浴びせる); P. III. 8. 13 (煙); B. II. 24-25 (残饌を溶いた水を撒りかけ, 周囲をまわる)

10. 残饌および犠牲獣残部の処理 食してはならない, 村に持ち帰ってはならない等。——Āś. IV. 8. 25-26, 32; P. III. 8. 14; M. II. 5. 4-5; K. 52. 9-10.

11. 細則・補則・功德——Āś. IV. 8. 29-35; ŚŚ. IV. 18. 4-6; P. III. 8. 14; B. II. 7. 29-30.

12. 次の犠牲用の仔牛の用意 cf. 4.—Āś. IV. 8. 36-38.

13. 帰家——Āś. IV. 8. 39.

14. 唾嚙——ŚŚ. IV. 18. 3; P. III. 8. 17; B. II. 7. 22.

以上の考察から A・B 両型は本質的な類同性を有し, B 型は A 型の転用・焼き直し Wiederhorung (祭官的!) であることが理解されよう。

1) cf. Ś. (1), esp. p. 997. 2) 略号等については Ś. (1) 参照。また Āgni (veśyagr) II. 8 は B. II. 7 の全面的借用であり, 以下の項目で B が規定するものは全て Āgni. にも見られる。3) Bhava, Śarva, Īśāna, Paśupati, Rudra, Ugra, Bhīma, Mahat と順序まで完全に一致。H., Bh. は同じ異名を用い順序のみ異なる。

〈キーワード〉 Śūlagava, Rudra, Paśubandha, グリヒヤ祭式